

第9次提案 03金融庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1138070	投資信託委託業及び投資 法人資産運用業認可の緩和	現行法で規定されている投資信託及び 投資法人に関する法律における、投資 信託委託業及び投資法人資産運用業 の認可について、一定の条件を満たし ている場合は、沖縄県内に限り、審査 基準を緩和する。	国内・海外の投資信託会社及び投資顧問会社につ いて、『沖縄籍』の投資信託業務の認可の審査基準 を緩和する。このうち国内投資信託委託業者は兼業 業務として法に則り、現状認可のない投資顧問会社 は特区(=沖縄)内でのみ、スポンサーとなる投資信 託委託業者からの業務管理の委任を条件とする。 取扱商品を私募債投信に限定する。また、金融庁長 官から沖縄総合事務局財務部へ『投資信託及び投 資法人に関する法律』第6条の認可(それに係る第8 条の申請、第9条の審査含む)の権限を委任する。 従来から委任されている同法第69条及び同法第1 87条等の権限と併せて、沖縄総合事務局財務部内 に専門部署を設立し、拠って沖縄の金融業を振興す る。	近年、国民投資への関心及び投資額は増加傾向にあり、投資 信託の残高も増加の一路を辿り、国内への投資に止まら ず、国外への投資額も増加している。一方で、投資信託を委 託される委託業者については、審査基準に基づいた審査後 に、内閣総理大臣による承認を必要とする。これらの審査基 準を緩和し、沖縄金融特区を設けることによって、沖縄を日本 の『ケイマン』と位置づけ、国内からオフショアファンドに流れて いる資金の還流を目差すと共に、国外資金の国内投資をめざ す。沖縄県内で金融活動が活発化することで、雇用の確保さ らには拡大を見こむことができる。投資信託委託業者の健全 、公正かつ的確な業務遂行に足る財産的及び人的基礎を保 証、担保のため、当該会社の親会社等がスポンサーとなる ことを条件とする。	沖縄県	社団法人 日本ニュー ビジネス協 議会連合会	金融庁 内閣府